

一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

りんかい WEB

EDOGAWA MINAMI CORPORATE



ASSOCIATION PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

新年あけましておめでとうございます。

Contents

新年のご挨拶

令和6年度 納税表彰式

税を考える週間・記念講演会

活動報告／社会貢献活動

源泉部会報告

青年部会報告

税務署からのご案内

江戸川都税事務所からのお知らせ

編集後記

vol.

115

江戸川南法人会

「新春講演会／賀詞交歓会」のご案内

寒冷の候 会員の皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は法人会活動にご支援賜り有難く御礼申し上げます。

さて、江戸川南法人会では、令和7年1月9日に「賀詞交歓会」を開催することとなりました。講演会には、垂 秀夫氏をお招きし「習近平中国をどのように理解すべきか」についてお話いただきます。

つきましては、年頭何かとご繁忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、是非ともご出席賜りたくご案内申し上げます。

新春講演会

習近平中国を どのように理解すべきか

1980年大阪府立天王寺高等学校卒業、1985年3月京都大学法学部卒業、同年4月外務省入省、南京大学留学を経て、在中華人民共和国日本国大使館書記官、在香港日本国総領事館領事、日本台湾交流協会台北事務所総務部長、アジア大洋州局中国・モンゴル課長、在中華人民共和国日本国大使館公使、大臣官房総務課長、外務省領事局長、外務省大臣官房長、駐中国日本国特命全権大使（第16代）等を歴任。2023年12月退官。現在、立命館大学教授。「写真の日記念写真展2015」環境大臣賞など多数受賞。



講師

たるみ ひで お
垂 秀 夫

元外交官（中華人民共和国特命全権大使）
写真家、立命館大学教授

開催日: **1月9日（木）午後2:30開場**

会場: **タワーホール船堀 2階**

船堀4-1-1 TEL (5676) 2211

午後3:00～4:00 **講演会**

午後4:10～4:50 **年頭の祝辞**

午後5:10～6:30 **祝賀会** ※会費8,000円

問合せ: 江戸川南法人会 事務局

TEL (5696) 1301





江戸川南法人会会長
山岡 秀俊

令和七年、明けましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、穏やかな笑顔あふれる新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、会員の皆さまの多大なるご理解、ご協力に対しまして心よりお礼申し上げます。

昨年度から首都圏の経済情勢については回復しつつあるものの海外の景気情勢、金融市場の変動などの影響には引き続き注意が必要となっております。

また、需要増加や労働時間短縮、サービス産業化の進展などの要因や人口減少や高齢化が続くことが見込まれていることから人手不足が問題となっています。対応としては働生産性の向上や、女性、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる職場づくりが重要となるのではないのでしょうか。

まだまだ、複数かつ多様に絡み合うリスクがあり、先行きが不透明な状況ではございますが、法人会の活動を通して会員の皆さまのお力になれるよう尽力して参ります。

本年も引き続き、会員の皆さまのお役にたてる活動を企画実施していきたい所存でございますので、より一層のご協力・ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本年が会員の皆さまにとりまして幸多き素晴らしい一年でありますよう心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

新年のご挨拶



江戸川南税務署長
岡村 秀直

新年明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、一般社団法人江戸川南法人会の皆さまに謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、山岡会長をはじめ役員及び会員の皆さまには税務行政に対しまして深いご理解と温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては新設法人・決算法人等々の各種説明会、税務署・江戸川区合同の年末調整等説明会、同説明会に併せDX導入に向けての事例紹介や補助金に関する研修会を開催していただきました。また、「税を考える週間」においてはブラインドサッカー教室に参加される生徒さんを対象とした税金教室、さらには、林家三平師匠を講師に招いた記念講義会の開催など、税知識の普及にとどまらず、租税教育や税の啓蒙活動にも意欲的に取り組んでいただいております。

これらの活動に対しまして心から敬意と感謝の意を表しますとともに今後とも江戸川南法人会が掲げる「地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」という目的達成に向け、魅力ある会活動を展開されますこと、そして、税務行政に対しまして引き続きお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

さて、まもなく令和6年分の所得税及び個人事業者の消費税の確定申告並びに贈与税の申告等の時期を迎えます。

国税庁ホームページの確定申告作成コーナーでは、従来からスマホ向けの専用画面を提供していますが、本年からは所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供しております。また、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくてもスマホ用電子証明書を利用することで申告書の作成・e-Tax 送信ができるようになっていきます。『スマホで申告』がますます便利になっていきます。貴会の会員及び従業員の皆様にはマイナンバーカードと二つのパスワードをご用意いただき、ご自宅からのスマホ申告、振替納税をご利用いただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人江戸川南法人会の益々ご発展と会員皆さまのご健勝、事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしく願いいたします。

令和6年度 納税表彰式

永年の功労に対して、 本会会員から7名の方が表彰されました!

令和6年11月5日(火)・11月8日(金)に令和6年度納税表彰式が行われます。

永年の功労に対して本会から江戸川南税務署長表彰受彰者として2名、税務功労等署長感謝状受彰者として2名、都税事務所長感謝状受彰者として1名、江戸川区長表彰受彰者として2名が表彰されました。

みなさん、おめでとうございます。

税務署長表彰受彰者

木村 正和 様

飯島 則雄 様

税務署長感謝状受彰者

鈴木 章雄 様

港 純二 様

都税事務所長感謝状受彰者

野口 隆之 様

江戸川区長表彰受彰者

山内 洋平 様

森 寛頼 様



岡村 税務署長



斉藤 江戸川区長

税を考える週間 11月11日～17日

令和6年11月14日開催



税を考える週間記念講演会

講師 **林家 三平 氏**

令和6年11月14日(木)葛西区民館 4階 大ホールにおいて、落語家としてご活躍の林家三平氏をお招きし、「笑いと健康」をテーマに「税を考える週間」記念講演会が行われました。

山岡会長の挨拶、岡村税務署長による講話に続き、林家三平氏が登壇されました。

講演後には、恒例の抽選会が行われ、ご来場の皆さまに数々の景品が当選し、お喜びいただけたかと思えます。

今年も多くの方に参加していただき皆様には心より御礼申し上げます。



山岡会長の挨拶



岡村税務署長による講話



林家三平氏の講演会



抽選会も大盛況でした



「笑い与健康」

人間の人生を100として考えた場合、泣くときのシクシク(4×9=36)、笑うときのハハハ(8×8=64)を足すと、100になります。人間は泣いている時間よりも笑っている時間の方が圧倒的に多いということです。人が長い時間笑うために、噺家のような商売があります。

落語は、室町時代に京都の宮中で生まれました。宇治大納言が政を決めていた際、忬度によって笑いが起きたことを書き留めたことがルーツとなり、今、落語が存在します。落語の高座の赤い線は、政をしているという意味があります。また、後ろの金屏風は宮中を表しています。噺家が座っている座布団の色は、位を表します。

噺家に血の繋がりは関係がなく、師匠の許しを得ることができれば噺家になれるのですが、いきなりなれるものではありません。

まずは、抱持ちをする見習いになります。それから、前座、二ツ目という身分に移り、真打になります。二ツ目の評判を聞いた寄席のオーナーが落語協会に話を持って行き、審議で満場一致の賛同が出ることで真打が決まります。真打になり、大看板を目指すのが落語の世界の目標となっています。

落語には江戸落語と上方落語があります。上方落語は、元々表でやっていた大道芸に近いもので、商人の町らしくにぎやかで面白い話が多いのが特徴です。一方、江戸落語は出前に行って5、6人の座敷で一席を説きます。教養の話が多いのが特徴です。

落語は、頭で想像しながら聞くものです。映画や

ドラマ、コント、漫才は目で見ることで状況が分かります。しかし、落語は一人で何人もの人を分けて喋ります。客観的に見ると、一人で喋っているだけです。落語というものは、聞き手の脳の中で考えているものです。登場人物を自分の人生の中で近い人として頭に組み込んで笑っています。

脳を活性化するために、東北大学医学部で脳の研究をするグループの名誉教授が考案した、頭が元気になる体操があります。「にんじんさんにしいたげさん、ごぼうさんをつつによくかき混ぜる」という歌に合わせて体操を行います。自分の意思で、肺から入った新鮮な空気を末端神経に送り込むことによって細胞を活性化しています。この体操を1日3回することで、前頭葉に刺激が行き、脳が活性化されます。

さらに、にんじん体操にプラスすると判断力がアップする体操があります。手でグーとパーを作り、童謡「桃太郎」のリズムに合わせて交互にグーとパーを出すだけです。この体操では、右脳と左脳に違う信号を送ります。違う信号を送ることによって中枢にある海馬に刺激を与えて、判断力を鍛えます。

よく笑うと免疫力が上がります。医学書も医者も誰もがそう言いますが、笑うためにはどうすればいいのかまでは誰も教えてくれません。人間は、想像力が豊かでないと笑うことができません。また、人間は、8人以上の人の前で話すと緊張します。緊張すると、言葉がうまく出ません。体操をすることで緊張がほぐれ、言葉がよりよく出るようになるでしょう。

林家 三平 / 落語家

昭和45年12月11日生まれ東京根岸出身
昭和の爆笑王初代林家三平の次男、祖父は七代目林家正蔵
中央大学国際経済学科入学、平成2年林家
いっ平として落語家の修業に入る
平成5年二ツ目昇進
平成14年9月下席より真打昇進
現在、三平の資料館「ねざし三平堂」堂長
を務める



活動報告／社会貢献活動

令和6年11月17日開催

租税教室及びブラインドサッカー教室



11月17日、社会貢献事業活動として「租税教室及びブラインドサッカー教室」を開催。清新町にあります青森大学東京キャンパスにて租税教室を、江戸川南税務署より岡村署長、山下統括官、廣瀬審理上席の出席により、又、ブラインドサッカー教室は東京23FCより原野理事の出席をいただき行なわれました。

租税教室では南税務署の泉水様・廣瀬様より講義を行ない、税金とは、税金の使われ方、参加の皆さんへの身近な税のお話などをしていただきました。



中学生と共に、少子化時代に対応した子供達への“心の健康増進”を目的として、ブラインドサッカーを通して視覚障害者と健常者が当たり前と同じ立場で社会活動ができる世の中を目指す大切さを説き、租税教室で学んだ税金の大切さと共に幅広い平等な世の中実現の大切さを同時に学ぶ事で“心の健康増進”を是非、参加していただいた皆さまに広めていただきます様にと、原野理事よりブラインドサッカーの指導と併せて締め括りをいただきました。

源泉部会報告

令和6年11月28日開催 「年末調整説明会」

源泉部会では、去る11月28日タワーホール船堀にて年末調整説明会を開催いたしました。講師として江戸川南税務署・江戸川区役所の担当の方々をお招きし講演願いました。当日は江戸川南税務署管内の納税者・本会会員併せて52事業者・64名の参加があり本年度の変更点などの説明を聴講しました。

来年度も同様の研修会を開催する予定となっておりますので是非ご参加頂ければ幸いです。



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

Google 検索

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 ▶ 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ ▶ 音声読み上げツール起動

ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方 / 年末調整がよくわかるページ(令和6年分)

年末調整がよくわかるページ(令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】
本年は、定額減税に関する事務を行う必要があります!!
 → 年末調整に係る定額減税の概要については、[こちら](#)をご覧ください。
 → 定額減税の詳細については、「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット](#)」(PDF/3,387KB)を送付しています。
- 源泉徴収等を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと同率的に行うことができます。
 → [ダウンロードはこちら](#)

年末調整手続の電子化
 チャットボットに相談する
 詳しい説明(パンフレット)
 (年末調整・源泉徴収票)
 各種様式・記載例
 (年末調整・源泉徴収票)

源泉徴収義務者
 (給与の支払者)の方へ
 給与所得者
 (従業員)の方へ

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。
 ※ [PDFファイルが開けない](#)、[印刷できない](#)などの場合は[こちら](#)をご覧ください

年末調整については
国税庁のHPでも確認できます

青年部会報告

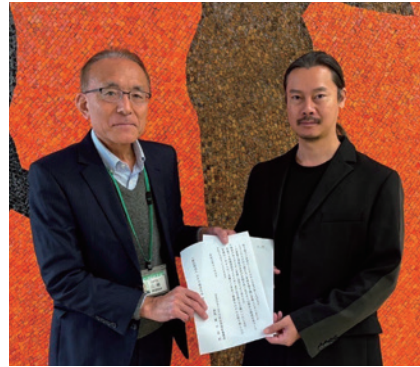
令和6年9月26日開催

会員親睦ゴルフ大会 募金活動

9月26日に行われた江戸川南法人会コンペに青年部もお手伝いとゴルフに8名参加致しました。

当日は会員さん達から募金を頂き42,000円が集まりました、寄付先は江戸川区内で子ども食堂の支援事業を行なっている社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 なごみの家へ寄付をし、こちらのなごみの家を通して食事の支援を行って頂くことになりました。

青年部も未来の子供達のために出来ることを少しずつでも活動して江戸川区の事業に協力出来る組織になっていけたら素敵だなと思いました。



令和6年10月14日開催

さつまいも収穫祭

森幸さんのご好意により総勢11名の参加でさつまいも収穫をさせていただきました、



令和6年10月23日開催 意見交換交流会

青年部会では10月30日(水)タワーホール船堀にて江戸川区から都市開発部まちづくり調整課長 大坂博昭様、同課交通調整係 萬谷麻美様をお迎えして意見交換交流会を行いました。

大坂様には小岩駅前地区の再開発や船堀地区の再開発についてのまちづくり計画についてお話を頂きました。

続いて、萬谷様には江戸川区の交通網について変遷を交えながら交通網の発展についてお話し頂きました。



意見交換としては江戸川区の人口が減り始めたことによる税金の活用計画や用途地域の変更における事業所建て替えの弊害など今後の江戸川区の方向性について話ができました。

江戸川区の未来について青年部らしい交流ができたことにより、今後の活動の幅がより広がる内容だったと感じました。

副部会長 清水健二

令和6年10月28日開催 東京法人会連合会 青年部第5ブロックスポーツ交流会2024

【参加単位会】

江東東、王子、荒川、西新井、足立、葛飾、向島、本所、江戸川北、江戸川南、江東西

東京法人会連合会青年部第5ブロックスポーツ交流会2024が健康経営の一環として、10月28日、板橋区にあるトミコシ会館2階 eスポーツフィールドで開催されました。

今回は、荒川法人会青年部会さんが幹事を担当し、eスポーツが実施されました。ゲームの種類も、麻雀・フォートナイト・ゴルフ・ストリートファイターと多岐に渡り、予想以上に刺激的で有意義な経験となりました。参加者同士の交流を通じて新たな絆を築くことができたのではと思います。

また、スポーツ交流会後には、同会場内で懇親会が開催されました。

最後に、今後もこのような機会を通じて、新しい出会いが新たな可能性を広げることを期待しています。



令和6年11月7・8・9日開催

全国青年の集い福井大会

11/7、8、9日で全国青年の集い福井大会に参加して参りました。

今回の部会長サミットの議題は会員増強についてでした、活発なディスカッションにより当青年部会の活動に参考になる事案が沢山出ておりました、これらを持ち帰り早速実行していきたいと思います。



参加メンバー4人で福井名物のおろしそばを食べてきました。

社会貢献活動／令和6年12月7日

愛の献血活動

青年部会では12月7日(土)に日本赤十字社様との恒例行事として愛の献血活動を、東西線西葛西駅前にて実施いたしました。

本年は、地元企業様ならびに地域の方々のご協力をいただきポスター掲示による告知は勿論、特にSNSを活用しWEB集客にも注力いたしました。



当日の結果として、申込者111名、採血者93名という多数の区民の皆様の暖かいご協力を得て、200ml:7名・400ml:86名という成果を上げることができました。

年末の寒く忙しい時期の中、献血をしていただいた皆様をはじめ、献血活動にご協力いただいた関係者の皆様のご尽力に厚く感謝申し上げます。

社会貢献委員長 井戸隆男

令和6年12月10日開催

交流会

タワーホール船堀にて東京青年会議所、江戸川JCさんとの交流会を実施しました。

初の試みでしたが当日は活発な交流ができお互いの事業活動の参考になるヒントが沢山ありました。

これをきっかけに定期的に交流の場を設けていきたいと思えます。

部会長 田中龍介



税務署からのご案内

現金 などもらった方の **贈与税申告** は
スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

令和6年分 から
スマホで贈与税の申告ができます！

令和7年1月上旬 確定申告書等作成コーナーで公開予定



画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能！



次の内容で申告される方は
特におすすめです！

簡単

- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は
パソコン向けの画面がスマートフォンで表示されます。

e-Taxのメリット
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能

確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を
除きます

申告書を
データで保存可能

※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類は
スマホやパソコンから
PDFで送信可能

すでに**65%**の方が
e-Taxで申告！

e-Tax利用者
65%

令和5年分 贈与税申告

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

1 スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

2 マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時の**マイナンバーカードの読み取りを省略**できます！



読み取り
不要

Androidのみ対応



対応機種を確認

困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法
などを動画でご案内



タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に
合った状況やキーワードなどから調べる
ことができます



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



不動産を売却した場合の確定申告は



スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産の売却で譲渡所得（利益）がある場合、確定申告が必要です。

売却（譲渡） した金額	利益（譲渡所得）	譲渡所得の 計算方法を 詳しく確認	
	購入金額（取得費） + 売却費用（譲渡費用）		



申告が必要な方は、**スマホ** から
確定申告書等作成コーナー へ
アクセス



令和7年1月上旬以降
スマホの入力が簡単になります！

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

e-Tax の 5つのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能

申告書を
データで保存可能

早期還付
(3週間程度で還付)

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で
還付

確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を
除きます

※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます

すでに**約70%**の方が
e-Taxで申告！

e-Tax利用者
約70%

令和5年分 確定申告

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

1 スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

2 マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時の**マイナンバーカードの読み取りを省略**できます！



読み取り
不要

Androidのみ対応



対応機種を確認

▶ スマホ申告の際には、マイナポータル連携の利用が便利♪
（収入や控除の金額が自動入力できます）

- ・収入関係：給与、公的年金、株式の特定口座 など
- ・控除関係：医療費、ふるさと納税、生命保険 など

※ これらに関する証明書の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



マイナポータル連携に
ついて詳しくはこちら



困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを
動画でご案内



チャットボット

ご質問したいことをメニューから選択するか、
自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が
自動回答



税務職員ふたば



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



国税庁 法人番号7000012050002

R6.6

江戸川都税事務所からのお知らせ

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和7年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和7年1月31日(金)

- ◆詳しくは、江戸川都税事務所固定資産評価課償却資産班(03-3654-2163)までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございます。1月は固定資産税(償却資産)の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください!

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税

<eLTAX 1月の運用日時> (eLTAXホームページから引用)

◎0:00~24:00 ○8:30~24:00 ×休止中

1月						
月	火	水	木	金	土	日
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ○	5 ◎
6 ○	7 ◎	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ◎	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ◎
20 ○	21 ◎	22 ◎	23 ◎	24 ◎	25 ◎	26 ◎
27 ○	28 ◎	29 ◎	30 ◎	31 ◎		

(参考)【通常利用時間】

8時30分~24時(土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)

- 国税の電子申告・電子納税等については、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAX ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索





編集後記

あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆さまとともに再びこの「りんかいweb」でお会いできることを嬉しく思います。

令和6年は、さまざまな出来事が私たちの生活に影響を与えました。気候変動やグローバル経済の動向が私たちの暮らしの隅々にまで影響を及ぼし、日々の生活や社会の課題もより一層深く考えさせられる年となりました。技術の進歩により新しいサービスや働き方が広まり、AIやデジタル化が急速に進展する一方、地域や人とのつながりを再確認する声も増えています。

本年も、変わりゆく時代の流れに寄り添いながらも、伝統や文化、そして人と人とのつながりを大切にしたい紙面作りを行ってまいります。

新しい年が皆さまにとって素晴らしいものになりますよう心からお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

広報委員 鈴木 章雄